【 鳥栖市不良住宅空家等除却費補助金　手続きの流れ 】

＜ 申 請 者 ＞		【 内 容 】
事前相談 受付簿に記載		■ 事前相談の受付 ・補助金交付申請書、誓約書を渡し、書類一式及び添付書類の説明 ・事前相談が早い者から不良住宅の判定等を行う ただし、事前相談の受付開始日初日で予算の範囲を超える事前相談件数があり、不良住宅の判定においても、予算の範囲を超える件数となった場合、後日抽選となる
	後日連絡	■ 対象条件（不良住宅）の判定 ※不良住宅として判定されない場合は、補助金の交付対象外となります。
抽選会参加		※事前相談の受付開始日初日で予算の範囲を超える事前相談件数があり、不良住宅の判定においても予算の範囲を超える件数となった場合のみ、抽選
	当選者のみ	
交 付 申 請 書 の提出		■ 受 付・審 査（　提出書類の確認　） ・補助金等交付申請書（全項目記入したもの） ・誓約書 ・登記事項証明書（未登記の場合は「課税明細書又は名寄帳兼課税台帳」）（税務課） ・除却工事の見積書 ・除却工事をする事業者の許可・登録の証明書類 ・その他必要になる書類
交 付 決 定　＝ 着 工	←	■ 補助金交付決定通知の作成・送付
実 績 報 告 書 の提出	11月末日まで	■ 検　査（　提出書類の確認　）
交 付 確 定		■ 補助金交付確定通知の作成・送付
交 付 請 求 書 の提出	→	■ 補助金の支払い